

## 第三部 論点提起

### 第一点 いつ始まり、いつ終わったか

#### ●共同・資料室は隔離室

報道界レッド・ページの前駆が共同資料室事件だったことは、研究者の間でも共有されている。共同OBでもある新井直之は、『梶谷編刊』で「共同通信社におけるレッドページは1949年から始まる」と書き起こし、「それは翌1950年の共同通信社におけるレッドページの前駆であるばかりでなく、新聞・通信・放送界全体におけるレッドページの先触れであった」と位置づける。

きっかけは、GHQによるプレスコード違反を口実とした、全くの言いがかりだった。

順を追うと、1949年5月30日、東京都の公安条例制定に反対する勢力が審議中の東京都議会に押し寄せ、排除の警官隊に追われる中で、1人が議会棟近くの都庁舎3階から落ち、救急搬送されたが亡くなった（5月30日＝5・30事件）。

これを取材していた共同通信の社会部記者が、落下の現場にいた一人から状況を聞き、それを織り込んで送稿、共同に加盟の各社に配信した。これが当時加盟の『アカハタ』の6月1日付に載り、その中に「落ちた後おまわりさんに蹴られた」という目撃者談があったことからGHQが目くじらを立てた。

1949年6月18日、GHQ民間情報教育局の新聞課長インボデン（少佐）は記事を「（共産主義者の）意図ある宣伝を事実を確かめずに取り次いだ」と決めつけ、プレスコード違反と断じ、共同通信経営に対し、警告を発している。もとよりこれは表の口実で、警告に込めた真意は「（これを奇貨に）共同内の共産主義者を潰せ」であり、共同経営もそれを阿吽で受け止めた。

記事は正確で、目撃者も本人の諒承を得て実名で載っている。取材の社会部記者が共産党の細胞活動と無縁であることも周知だった。だが、ことは理屈が通るか否かではない。狙われたことが全てであり、共同の経営は「共同の危局」だと危機感を煽った。「共同を守るため共産党員を一掃する」と公言し、編集局の外の廊下の一部を仕切って「資料室」をつくり、目をつけた10人を資料室所属として発令し、隔離同然に押し込んだ。

インボデンが狙いをつけた共同の細胞活動とは、何を指しているのか。後世の目から時代環境を遡れば、この年は戦後3度目の総選挙の年であり、1月23日投票の衆院選によって幕を開けた。吉田政権の基盤である民主自由党が264議席という絶対多数を獲得した選挙で記録されるが、もう一つの特筆は共産党が4議席から35議席に躍進したことにある。

前後して、劇団・前進座をはじめとする集団入党が相次ぎ、その広がりが議席によって実証された。併せて上り坂機運の中で党活動

の先端である職場細胞の公然化も進み、先に触れた共同細胞の機関紙『フラッシュ』の創刊は奇しくも投票前日の1月22日だった。共同社内では既に細胞名簿の届出もしており、細胞活動がかもす日陰の印象を一新していた。

隣国・中国大陸の動向も、上昇機運を後押しする。共産党の人民解放軍が元旦に北平（北京）に入城して以降、天津、南京など主要地域を次々確保、5月には国府・総統の蒋介石が台湾に逃れ大勢は決した。これら情報は占領政策によって報道管制されたが、伝わるものは伝わる。共同に限らず、各紙、各職場での細胞活動にも自ずと勢いが加わったといつて間違いない。

当然、インボデンからすれば脅威に映る。3月、広島県宮島で催した新聞講座で「共産主義に対して徹底的イデオロギー闘争をやることが新聞の大きな使命だ」とぶち上げるなど、新聞経営者に対し有効な共産党抑圧策を迫る。連動してGHQ経済科学局の労働課では、組合活動に専従している社員への賃金支払いを停止する指令を出し、組合財政の面からの締上げも策している。

加えて4月4日には、団体等規正令が公布され、即日施行となった。暴力や反民主主義団体の取締りを目的とした勅令1001号を改定し、左翼にも適用できるよう狙いを新たにした治安法となる。これによって左翼政治団体に対して届出と構成員の登録、機関紙の提供を義務付け、加えて、所管の法務総裁が必要とすれば関係者に出頭と資料提出を求めることが可能となった。

目を付けられた政治団体としては、相当な覚悟をもって対応を考へなくてはならない場面だが、その痕跡は見当たらない。それ以上

に世情が騒然となっている。7月6日Ⅱ下山事件、7月15日Ⅱ三鷹事件、8月17日Ⅱ松川事件。前後して、東芝の4600人はじめ民間の企業整理、国鉄9万5000人はじめ行政整理の発表があつて生活権闘争が迫られている。

### ●先行した実質レッド・ページ

企業整理、行政整理とは、官製のたぶらかし名称で、実質は解雇の意だ。根っこは、この年2月1日に公表されたドッジ・ラインにある。トルーマン・アメリカ大統領の公使として来日したジョセフ・ドッジ（デトロイト銀行頭取）による戦後日本経済の根本改造策（経済9原則）で、国民生活への具体的な現れとしては官民にわたる大幅な人件費の削減（解雇）が柱となっている。

人の首を切るのは時代を越えて気の重いものだ。何を理由に誰を切るか。かねて官民・使用者側の念頭にあつたのは、共産党をいかに排除するかの難題であり、この欲求と重なるのは手間暇を要しない。解雇対象の第一順位に共産党員とその同調者、その他目障りな活動家を据えると、思考停止が働いて楽になる。

一石二鳥といつてもいい。表向きは「企業整理」「行政整理」と称しながら、実質はレッド・ページに外ならず、共同の資料室事件に先立って広範に大量に荒れ狂っていたことになる。

この波は、教育界も例外としない。総選挙後の2月25日には、GHQ東京軍政部教育課のデュペル課長（大尉）が「総選挙などに際し共産党の指令に基づいて活動した教員150人の解職を近く東京都教育委員会に要求する」とぶち上げ、これは、翌年2月13日の

「246名に辞職勧告 教員整理 拒否者には「断」」(『毎日新聞』1950年2月14日付朝刊) などとなって実施される。

これは都内の小・中・高校の教員2万4000人について個人調査を行った結果だといひ、実質上「赤い教員」とレッテルを張つての共産党排除だった。

さらに7月19日には、GHQ民間情報教育局顧問のW・O・イールズが国立新潟大学の開学式に乗込み、「大学において共産主義者である教授は除外されるべきであり、学生ストは許されない」などと強調、これが「赤い教授除外せよ」(『朝日新聞』20日付) などとなつて各紙に報道される。この後、列島各地の大学を巡つて吹き荒れるイールズ旋風の口火となつた。

イールズ発言はイールズの個人的発想ではない。民間情報教育局長ニュージエント(中佐)の指示によるもので、発言内容も事前に同局長の承認を受けている。その意味では、GHQが共産主義者を名指しにして排除の対象にした最初といつてもいい。

これら時代環境を横軸に共同資料室事件を見直すと、だいぶ違つた景色が見えてくる。報道界でのレッド・パージは、引き続き全体の前触れというよりは、既に先行していた広範多岐なレッド・パージの中で、報道界も例外ではなかつた、との位置づけになる。

実際、少し余談にわたるが、吉田政権でレッド・パージを所管した大橋武夫・法務総裁(法務府)の回顧談の中に、報道界をどう位置づけていたかが見える部分があるので抜き出しておこう。

竹前 向うから何か通知とか。

大橋 そんなものは特にないのです。口頭の希望です。日本政府の責任でやるかということですが。そして吉田総理と相談したのです。そして吉田総理もやろうやということ、いや、やりましょうということ、でやることにしたのです。それでやるについては、大分長い間、私、準備しましたよ。それで一番先にやったのは、電産じゃなかつたかな。

竹前 新聞なんかどうですか。

大橋 それは後にやったのです。一番先に電産をやつたのです。

「竹前」とあるのは、GHQの労働政策に詳しい竹前栄治・東京経済大学教授(当時)のことで、右は竹前によるインタビューの速記録からの抜き書きになる。冒頭の「向うから」の「向う」はGHQを指し、「通知」とは、共産党排除を指示する文書等の有無を尋ねている。

問答の特徴は、実にあつげらかんと、まるで道端の石ころでも拾うかのように共産党排除の強行を決めたこと、その最大の対象を電産に決めたこと、だと言つていい。そして、竹前が、最初の実施が新聞(報道界)だった事実をやんわりと指摘したのに対し、大橋は新聞など全く眼中になかつたことを印象づけている。仮に思い出しににしても、ついでにやつたぐらいの意識だった。

補足すると、政府の狙いは確かに電産が一番手だった。最初は7月の10日前に想定し、電産経営とも調整されていた。これが、遅れ遅れとなつて、この間に報道界が先行する形になった。したがって電産、電産で頭いっぱいの大橋には、報道界など記憶から飛んでい

たとしても不思議はない。ここで大事なのは、大橋にとって報道界はその程度の認識だったという事実になる。

翻って、1949年夏頃のインボデンにとつては、ある種、焦りがあったとしておかしくない。踏み込んで言えば、各業界が競うように共産党排除に実績を積み、所管の報道界はどうなっているのか。報道界の経営者は、いずれも軟弱に見えた。インボデン自身も軍に入るまではカリフォルニアの小社ながら新聞経営者だった。優柔な連中を動かすには一撃しかない。

インボデンと面識ある牧野純夫は「彼はこちらのいうことは、はじめから聞かぬ、云わさぬ、という態度だった。背の高い、大柄な男だったが、こちらが一言いうと、インボデンは両手を机の上にわなわたと震わせながら、また声もなかなば震わせながら、わめき立てるように何かをしゃべった」と一端を描写している。

それにしても共同経営（理事会）に振り下ろした一撃は、あまりにも乱暴だった。ただ、受けた共同経営の方に、占領軍には逆らえないという恐怖と、もう一方に経営権が勢いづく労働組合によって際限なく圧迫されるのではないかと二重の恐怖があって、一撃を奇貨として受け入れる土壌を培っていた。

この意味で、経営の立てた「1200人か20人か！」のスローガンは社内の自己防衛本能を強烈に揺すぶった。わずか20人の共産党員のために全従業員を犠牲にしても仕方ないのか（＝共同が生き延びるためには共産党員を犠牲にしても仕方ない）。これは戦前からの深層にある共産党差別を呼び覚まし、自己生存本能を刺激した。

一方の共同細胞には隆盛傾向を維持し、「組合の分裂は避けよう」

という基本路線があり、理不尽で乱暴な一撃を一時しのぎに受け入れ、結果としては、翌年の大解雇につないでしまった。

### ●共同の前駆、毎日の三瀬・局付配転

報道界に限れば、共同と前後して、同様の動きは毎日新聞でも起きている。一つには「三瀬・局付事件」。これは二つの不当労働行為を合わせた名称で、局付は1947年5月12日付でつい先の牧野純夫（経済部）ら8人を「プレスコードを侵すおそれがある」との理由で現職から外し編集局付として隔離した不当配転で、三瀬事件は現職の新聞単一財政部長だった三瀬幸一を無断欠勤を理由に解雇（13日付内示）した不当解雇事件だ。

既にこの件は第二部第一章の小林登美枝の項で触れているが、配転の口実をプレスコードにしていること、配転といいながら実際には仕事を与えない窓際に隔離して自己退職を強要していること、共同の資料室隔離の前駆となっている。経営の狙いは虎（GHQ）の威を借りて労働組合の勢力争いに介入すると同時に、経営にとって都合な「共産主義者と同調者」を排除することであり、この視点からはレッド・パージの前駆にもあたる。

毎日にはもう一つ、大阪で起きた「赤えんぴつ事件」がある。『赤えんぴつ』は1949年9月1日に創刊された毎日細胞（大阪）の公然機関紙で、共同細胞（東京）の『フラッシュ』と軌を一にしている。発行責任者は、新聞ゼネスト当時に単一毎日支部大阪分会長だった宇佐美通貞で、毎号、社内配布していたが、これを嫌った経

営側は10月20日、懲戒解雇を通告してきた。

宇佐美は「全組合員に訴える」の上申書を発表するなど抵抗したが、職場、労働組合からの支援はなく、逆に労働組合（毎日新聞社労働組合）は、支部大会、地域別中央大会とも大差で解雇同意を議決した。

この件は、『梶谷編刊』の中の三上論考のほかにまとまった記録がなく、ほとんど埋もれているが、レッド・ページを容認する土壌が既に労働組合の中にあつたということで注目される。掘り起こしでの検証が待たれる。『赤えんぴつ』は断続しながら引き継がれ、土井正興が報反同で活用している。

### ●虎の威と読売争議

虎の威をかりて経営内権力闘争に転化し、共産勢力を排除した例では第2次読売争議に遡る。これもきつかけはインボデンによるプレスコード違反を口実にした紙面弾圧だったのだが、インボデンも予測しなかつたであろう展開へと化ける。事態は、鈴木東民を編集局長とする読売編集体制が一步後退で、恭順措置をとつたことでインボデンも了とし、いったんは収まったかに見えた。

ところがここで社長・馬場恒吾が居直る。社内統治のけじめとして鈴木東民の退陣を求め、退かないなら自分が退くといつて自宅に蟄居した。ここから、事態は読売社内の権力闘争へと転化し、日本政府さらにはGHQトップをも巻き込んだの大争議へと展開していくことになる。

この争議は、労使に労使外の利害、思惑がからんで、表に現われ

た事象だけではとても真相理解に届かない。その上4カ月を超える長期にわたり、当時として総労働対総資本の様相を呈し、全貌を映しとるのも容易ではない。ここではレッド・ページとの関りの側面に絞つて、その粗い筋を追えば以下になる。

第2次には第1次があるわけで、これは敗戦の年の1945年10月に起きた。鈴木東民らが戦後民主化の烽火を上げ、社主でほぼ全株式を握る正力松太郎はじめ全重役・局長の総退陣を要求したのに対し、逆切れた正力が鈴木ら5人を首謀者とみなし解雇したのに始まる。このときは、GHQの民主化路線が鈴木らの民主化派（労働組合）に挺入れ、正力を戦犯容疑で拘束したことから形の上では鈴木らの全面勝利となり、解雇も撤回された。

ただ、詰めの「協定覚書」を結んだ際、鈴木らは二つの禍根を残す。一つは、鈴木らが取締役として経営内に入りうる選択肢があつたにもかかわらず、これを放棄したこと。もうひとつは正力が保有株式の30%放出を約束したにもかかわらず、この保有を逸したこと。いずれも、実質、総指揮にあつた徳田球一が「労働者が争議後の昇格人事に乗るのはよくない」「労働者が資産を持つのはよくない」と反対したことによる。徳田の人生美学だったのかもしれないが、激動期の労使せめぎ合いとしては失策だった。

鈴木ら民主化勢にとつての禍根はさらにあつて、これは失策というよりは力不足で、一つは正力の身代わりとして馬場社長を容認したこと、いま一つは、社長権限の中に労働組合の同意を要しない人事専権を残したことがある。実際、第2次争議では、正力はこれらを足掛かりに、拘置所の中から逆転の指揮を揮っている。

そんな力関係からみた第2次争議の実相は、正力の身代わりである馬場社長を軸とする社長派が、第1次争議で事実上の編集権を握った鈴木編集局長を軸とする労働組合勢力（社長派のいう共産主義勢力）の排除を狙って仕掛けた権力闘争だったといえる。

この経緯は、先の竹前が71項目に及ぶ克明な、年表ならぬ「日表」をまとめており、これを見るだけで全貌がわかるようになっていくが、社長派は吉田首相、次いでマッカーサーを取り込んでの政治工作を展開して、労働組合勢力を力と策謀で封じこめ、社長派優位の約定書を結んで、排除に成功している。

この間、128日に及び、スト、スト破り、警官導入と血みどろを交え、連日、双方休みなくせめぎ合っている様子が生々しい。加えて後の社史『読売新聞八十年史』には、社長派による勝者の記録が工作の手の内を含めてあからさまに記録されていて、後世からは真相に迫りやすくなっている。

一連の本質は、鈴木東民ら編集幹部6人の解雇、さらにはスト指導と決めつけた31人の解雇によって社長派のいう読売社内の共産勢力の核心部分を排除したことにある。事件の原資料を取揃え、検証を加えた竹前も「読売争議は本質的にはレッド・ページの性格を有し、占領政策の矛盾、すなわち、労働組合の発展助長政策と新聞を通じて『アメリカ的民主主義』を普及させようというマスコミ政策との矛盾に起因する」と意義づけている。

第1次については、正力による逆切れ解雇だったことから、少し態様に違いがあるが、1次あつての2次であり、連続した争議と捉えるべきだろう。両次併せて読売争議と捉えたいうえで、戦後報道界

で形で現れた最初の共産党排除とみてよいと考えられる。

また、戦後日本の民主化で牽引車の役割を果たしたと見られるGHQがいつ反共軸に転じたかという命題では第二部第三章の「GHQの変貌」の項で触れているが、共産党員ないし共産主義者を企業あるいは官公庁から解雇（排除）するレッド・ページの形が現れたものとしては、読売争議が最初とみてよいと考えられる。

#### 【注】

・プレスコードⅡ巻末資料編280頁に全条収録。76頁注参照。

・公安条例Ⅱもともとは1948年6月の北陸地震後の緊急措置として福井市が「災害時公安維持に関する条例」として制定（7月7日公布）したのが先例とされ、各地で平時に転化された公安条例となって制定されだし、反対する運動も起き、その流れの中で49年の東京都での制定が一連のやま場となっていた。

・6月1日付『アカハタ』紙面Ⅱ見出し「息子も死にきれぬ 悲憤の涙、橋本君の一家」（2段組）。本文は以下の通り。

犠牲者橋本君の家は墨田区のはずれ東吾嬬町2の4、焼あとのしめつぽい土地に立ちならんだ都営住宅の二軒長屋に父勝蔵氏（59）母クラさん（59）兄五郎氏（28）と4人の生活だが、勝蔵さんは神経痛で働けず、兄さんは時計の鎖なおしをする暮しでは金二君が大黒柱だった、狭い家の中は近所の人や親せきでこった返し「死んだとは思えない」と家族の人たちはみな目をなきはらしていた。

橋本君の父親墨田区吾妻町東2の4無職勝蔵さんは語る 生まれつきけんかなどするような性質の子でなくどうしてこんな目にあつたか分らない、30日夜現場にいた目げき者遠山広君の話によると息子は3階から落ちた後おまわりさんにけられたようだ、どんな原因で死んだか真

相をはっきりしてもらわねば息子も死んでいけない（共同）

以上、『梶谷編刊』291頁から引用。住所表示に混乱があるが、原文のままとした。被害者の橋本金二は東京交通労働組合の組合員。

・イールズ発言Ⅱ明神勲『戦後史の汚点』121頁ほか

・大橋証言Ⅱ竹前栄治著『戦後労働改革 G H Q 労働政策史』（東京大学出版会）356ページ

・牧野純夫の談Ⅱ『新聞労働者のあゆみ』（新聞労連編刊）の「諸先輩の体験と想い出」から引用。同著については184頁で詳述。牧野は「三瀬・局付事件」の牧野に同じ。

・10人と20人Ⅱ資料室に押込んだのは10人で、スローガンには20人とある。この差の説明はないが、10人は編集局所属で、残る10人は編集局以外の所属の意と推測される。

・毎日労組の解雇同意議決Ⅱ大阪支部大会では同意266、反対14、保留11、棄権3、中央大会では同意606、反対176、白票8、棄権9、無効5

・読売争議Ⅱ読売争議については多くの研究者が書き込んでいるが、全体像を実証的に理解できるのは竹前栄治の『戦後労働改革』、当時の時代環境の中での理解が進むのは『今西刊』、勝者の立場から当事者によって赤裸に書かれたものに『読売新聞八十年史』などがある。異色は当事者である鈴木東民が牧野純夫らと共に「諸先輩の体験と想い出」に寄稿した一文。「第2次読売争議は惨憺たる敗北に終わったが、その殆ど全部の責任は日本共産党が負うべきものである」等々と述べ、客観的に知られた事実経過とはまるで違う見解を展開している。

・第2次読売争議のきつかけⅡ1946年5月3日付『読売報知』（当時の題字）に載った「MP宿舎がダンスホールとして更生」という他愛のない暇だね記事に対し、G H Qがプレスコード違反だとして嚴重処分を命じたことによる。この責任問題から社内抗争に転じた。

【用語】

・『労連10年史』Ⅱ『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』

### ● 一番先に電産

反転して、7・28後に目を戻す。レッド・ページはいつまで、どこまで広がったのか。

東京と大阪でNHKを含む報道8社で解雇通告のあった、この日の朝の『朝日新聞』1面に3段で

「電産近く人員整理 政府、治安に慎重期す」  
——の記事があった。

大橋・法務総裁が、回想の一番にあげた電産だ。先の竹前インタビュウの先を読むと

「当時は共産党こちこちのもっとも先鋭的な組合だったので、やるのならやはりこれからやり玉にあげなくっちゃ」

と電産に狙いをつけている。ただ、この予告記事は空振りで、実施はさらにずれ込む。

一方、新聞協会の調べでは7月31日に京都新聞など9社が解雇通告をしているが、これも新聞には出ていない。解雇の現場では全新聞が闘争声明を出し、言反同、報反同が結束して不当を訴え、また「知識人の会」が東京地裁に公正な裁判を求める要望書を出すなど、大きな動きが起きているが、それらニュースを全く無視しているのが、当時の新聞界だった。

それでいて

報道界の追放は 時宜を得た措置 ニューエージェント局長声明

(8月4日付『朝日新聞』)

赤禍防止に措置 吉田総裁談 経済攪乱、厳に戒む

(8月5日付『毎日新聞』)

公務員から赤追放 特審局で慎重検討中

(8月6日付『毎日新聞』)

——といった官側の記事はしっかりと載っている。ただ、これら記事も前後の出来事には触れていないから、読者には何ことやら判じ物のような記事になっている。しかし事情を知る者には、順に、GHQ、党総裁名での政権首脳、追放所管の法務府の「意向」であるとかかり、各記事は御用新聞同然の舌代を務めている。

以後、しばらくは「赤」を忘れたかのような紙面が続く。後世の視座から見直せば、どうやらこのへんが第1波の報道界から第2波の一般企業・官公庁に移る幕間だったようだ。

月末近くになると、再び、「赤い巡査追放」(8月21日付『毎日新聞』)「国家公務員の「赤」追放 早ければ今月中に」(8月23日付『朝日新聞』)「公共性事業にも「赤」追放の範囲拡大」(8月24日付『朝日新聞』)といった記事が目につきだし、26日の朝刊各紙1面に改めて

「電産きよう整理通告 会社別に総数二千名」(『朝日新聞』)

——が載った。さらに翌27日には

「電産整理・一斉に通告 暴力スト断固処置」(『毎日新聞』)

——と追い打ちが載り、容赦ない強行を伝えている。報道界の追放記事とは扱いても中身も雲泥だ。

暴力ストに断固とあるのも修飾ではない。記事には載っていないが、警視庁はじめ電産の拠点や発電所など重要施設のある地域の警察では不穩に備えて緊急出動体制をとっており、外堀、内堀埋めての強圧となっている。

しかも動き出すと早い。

30日には、法務府告示によって、全労連(全国労働組合連合協議会)本部に団体等規正令に基づく解散命令を突きつけ、併せて幹部12人に公職追放の矢を放った。報道界への断行に際し、まず共産党中央委員の全員を追放した一件を思い返すと分かりいい。

全労連は、組織先細りに追詰められているとはいえず、解雇反対運動の最後の連帯拠点であり、ここを一気に潰した狙いは大きい。抵抗勢力を分断、分裂させて各個撃破の展開に持ち込むと同時に反全労連の総評を盛り立てる挺入れにもなってくる。新聞は、「全労連本部に解散指令 土橋氏ら12名追放 反占領軍的行為」(8月31日付『毎日新聞』)と報じた。

### ● 閣議決定で公然化

次いで、9月5日の閣議(定例閣議)では、同じ法務府発議の「共産主義者等の公職からの排除に関する件」を閣議決定にした。政府が排除対象を「共産主義者および同調者」と明示して閣議決定したのは、これが初めてになる(次頁「複写参照」)

ここまでは解雇対象の第一順位に据えながらも、建前としては一般整理にまぶしてきた。こうした積年の営々を踏まえ、公然と根こそぎ排除を宣言したと言っている。「極秘」の印が押された手書き



の添付文書には以下のように書かれている。

### 共産主義者等の公職からの排除に関する件

民主的政府の機構を破壊から防衛する目的をもつて、危険分子を国家機関その他公の機関から排除するために、左記の措置を講ずるべし。

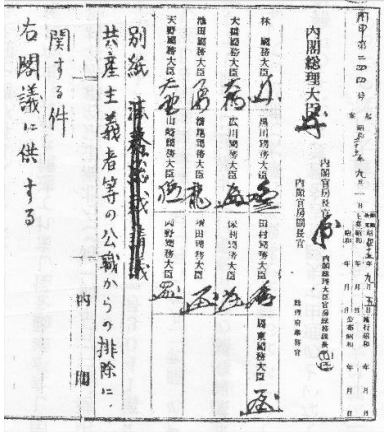
一 共産主義者又はその同調者で、官庁、公団、公共企業体等の機密を漏洩し、業務の正常な運営を阻害する等その秩序をみだり、又はみだる虞があると認められるものは、これらの機関から排除するものとする。

二 排除の方法は、国家公務員法第78条第3号（公共企業体の職員については、日本国有鉄道法第29条第3号又は日本専賣公社法第22条第3号）の規定による。

三 排除は一斉に行うことを避け、その必要の特に緊切なものから始めて、逐次他に及ぼすものとする。

四 地方公務員及び教職員（国家公務員法の適用を受けないもの）については本件措置に準ずる措置が講ぜられるように努める。

なお、本件措置は、共産主義者又はその同調者に対し制裁の目的をもってするも



のではなく、もつぱら破壊に対する防衛を目的とするものであるから、反省の余地ありと認められる者については、その反省の機会を与えつゝ実施するよう留意すること。

——とある。

特徴は、硬軟併せた柔軟さにある。先行の報道界の場合は共産主義者に同調者を加えることで網を広げたが、閣議決定では逆に「業務の正常な運営を阻害」に限定して枠を狭めている。実際には「阻害の虞」まで含めているから無限定に等しく治安維持法と同じあくどさを埋め込んでいるのだが、敢えて歯止め条項を明記したところに特徴が窺われる。

それは、一斉施行によつて起る反発からの社会不安を怖れ、また懐柔策を容認するなどの措置とも連なっている。閣議決定という強硬な形で「共産主義者排除」を明記しながら、優柔不断をも併記するという矛盾ともいえる形をとったのはなぜなのか、この解明にも関心が向くが、占領期レッド・ページの総仕上げに政府が公然と牙を剥いてきたのは間違いない。

対する反対運動は、猛然とは言い難い。電産は、東京支部電力所分会では各変電所に15分間の停電ストを指令したがほとんど混乱はなく、全体には抵抗の気配薄く、検査者も出ていない。大橋総裁の意気込みからすると、意外な平穩に見えてくる。

中で、強い反応を示したのは産業界の外の全学連（全日本学生自治会総連合）。8月30日の緊急中央執行委員会で「レッド・ページ反対闘争」を宣言、9月から10月と激しい抵抗運動を展開することになる。この間、肝心な共産党は幹部が追放されて以来、立直りの

気配さえ見えてこない。新聞で拾うと、

「下部で国際派除名 日共の『お家騒動』激化」(8月3日付『朝日新聞』)「かくまえば処罰 徳田氏らの捜査強化」(8月4日付『朝日新聞』)「松本一三氏姿消す 徳田氏らと合流か」(8月25日付『毎日新聞』)「野坂氏は北京にいる?」(8月29日付『朝日新聞』)等々と半分揶揄されている。

## ●GHQの企業呼び付け

一般産業に向けては、GHQの経済科学局労働課が前面に出ている。9月25日には、労働課長のエーミスが10大産業の労使代表を呼びつけた。石炭、金属鉱山、造船、鉄鋼、自動車、私鉄、電工、重機械、銀行、化学。次いで、10月6日には、繊維、セメント、硫酸、紙業、ゴム、石油、紙パルプ、冷凍業、船主協会、生命保険、損害保険、印刷出版、当時のほぼ全産業にわたっている。

狙いは、7・28の報道界に先立つ7・24と同じ。全労連の解散から当面する課題を訓示し、11月中には全ての排除を終えるよう教唆している。中で、注目は便乗解雇の回避。枠をむやみに広げないよう念押ししている。これは閣議決定とも通底するが、もともと労働組合育成が所管の労働課は、共産党を直接名指しして排除することに乗り気でなく、公職審査課のネピアによる強要に辟易していた。そのへんの色合いが現れているといっている。

実は、これには黒衣がいた。エーミスとは気心知れた労働省労働組合課の課長・飼手真吾で、その非公式提言が基になっている。

エーミスから相談を受けた飼手は、共産主義者排除の建前を通し

た上で、戦後拓かれた労働行政の維持を両立させようと考え「アクチーブなトラブルメーカー」なる便宜語をひねり出した。企業活動を阻害する事実行為があるかないかを基準に、便乗解雇を排除するだけでなく、現に企業活動を阻害している主導的で扇動的な実害者に限るとの趣旨だ。官僚ならではの智慧といっている。

これをメモにしてエーミスに渡したところ、そのままエーミスの訓示の中身となった。さらには回り回って、日本政府にも回ってき「労働省の方針」に転化した。以来「アクチーブなトラブルメーカー」がキーワードとなって浸透することになる。

飼手は、六高・東大の出身で、かの六高「ごらく会」の会員でもある。罵信正が幹事をしていた時期に重なり、度々同席もしているが、罵も、このへん語ったことはない。飼手は竹前のインタビュに「エーミスというのは、太っ腹の男であつただけにまたまた占領行政向きな男でしたね」と明かしている。このへんの関わりについては、先へいってまた触れ直すことにする。

### 【注】

・全労連解散「マッカーサー書簡によるとの説もあるが、官報にはその記載はない。官報号外(第105号)での記載は、以下になる。

法務府告示第142号 団体等規正令第4条の規定によつて、次の団体を指定する。同11条の規定に基づき、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)の規定による覚書該当者に準じ公職より除去されるものとして、次の通り指定する。(以下、除去される対象者の氏名を列挙)

・閣議決定文書「『レッド・ページ65周年のつどい記念誌』(同実行委員

会刊)から引用。原典は国立公文書館。これとは別に、塩田庄兵衛『レッド・ページ』に「共産主義者等の公職からの排除に関する件」(昭和25・9・12閣議了解)「各省事務次官宛通達」(9・11)「次官会議に諮るべき事項」の3文書が収録されている。先の手書き文書を基に大幅補足された文書と読める。巻末資料編290頁に収録。

・労働省の方針 1950年10月9日付で労働省労政局長発出の都道府県知事宛の文書「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」があり、同省の方針が集約されている。巻末資料編291頁に収録。

### 閑話(「レッド・ページ」の登場)

右の注の労働省文書「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」の中に、「世上レッド・ページと称せられる解雇」という言い回しで、「レッド・ページ」が公文書に使われている。



定義でも触れたが、もともとは学生運動で使われたのが語源のようで、一般には使われず、新聞等では戦前からの「赤」が常用されてきた。その中で、9月30日付の『毎日新聞』朝刊3面に「新制大へ波及の

形勢 都学連激越化 きのう東大で騒ぐ」という3段の記事があり、その本文に

「東大学生自治会中央委員会では廿九日午後零時半から学校側の禁止通告をけって

「レッド・ページ粉碎オール東大抗議集会」を強行、約三千五百名が集まり、反対闘争の一般経過報告、出陣、大山(郁)氏らのメッセージなどを朗読、校内デモ行進をして氣勢をあげ、警官隊八百名が警戒に当たった」

——というのがあつた。おそらく、この記事が一般新聞に「レッド・ページ」の語が載った最初と思われる。

続いて、同じ『毎日新聞』の10月19日付朝刊の3面に

「東京農大脱退を決議 レッド・ページ反対闘争も打ち切る」

——という3段見出しが載つた。おそらく、これが一般新聞の見出しに「レッド・ページ」が使われた最初と思われる。

となると、先の労働省文書は10月9日付であり、公文書での使用が新聞見出しより数日早かつたことになる。

また、GHQ関係では、1950年11月17日付米国務省極東局の労働顧問P・サリバンからGHQ労働課V・ブラッティ宛の私信に「red purge」の表記がある。ある時期から、アメリカでも使われ、通用していたとみられる。

ちなみに、語源については『戦後日本共産党私記』(安東仁兵衛)の中に、

「因みに、『レッド・ページ』という言葉は「ケツ」こと木村の造語によるものと記憶している。(中略)その木村がアーケードの

ところで『レッドマークではもうひとつや、もっと暴力的で、アメリカ帝国主義の赤裸々な、ファッショ的な実感をうまく言えんもんか』としきりに頭をひねった挙句に、突如のひらめきで『そや、ページ、レッド・ページや』と、居合わせた私たちの顔を見まわした』（文春文庫、1995年、101頁、102ページ）  
——という一節がある。

### ●レッド・ページの終局

レッド・ページがいつ終わったかの定かな記録はない。報道界については8月31日付の新聞協会調べの後に続報なく、中央官公庁については、11月25日農林省（207人）を皮切りに、4日通産省（45人）、6日電通省（217人）、7日運輸省（19人）、11日郵政省（118人）と断続し、11月25日付で人事院調べの「各省庁におけるレッド・ページ集計表」があり、民間産業については労働省による12月10日調べの「民間産業赤色追放整理一覧表」があつて、このへんがおおよその目途と思われる。

企業全体として、前年来の重苦しく活気の失せた沈滞の中でのさらなる首切りとなり、どこの職場にも陰惨な空気が支配した。企業経営者にとつては自らの経営基盤を固める上で益となると判断し、GHQ・政府を盾に断行したが、結果として企業風土を荒らしたという点では総括を迫られることになる。

ここまで触れずにきたが、職場の陰惨な空気は看過しえない。報道界にあつても、先の全新聞委員長の大高修一が伝聞ながら『労連10年史』で7・28後の朝日社内を述懐している。

「あとでできたことであるが、それから1カ月というものは、この問題についてお互いに話し合うことは勿論、立話さえ出来なかつたほど、職場は暗い空気に包まれていたそうである。それはこの問題について少しでも疑問をのべたり、会社の不当をなじるものなら直ちに『同調者』として職場からほうり出される気運だったということである。したがって組合の会合でも誰一人この問題を口にすることはなかつたようだ」

同じく、朝日の渡辺正男が『朝日証言録』で、匿名の声を証言として引用している。

「社内は重苦しい陰うつな空気に一変した。同じ職場にあつてもひとびとのあいだに、警戒し合い、探り合いがなされる。経営者たちはいつそう反動化して、組合運動を抑圧した。（中略）社内は共産党恐怖症になっていた。誰もが共産党のことには触れたがらなかつた。組合活動家は幹部や同僚から疎外されていた」

そんな組合役員の一入・奥田教久は同じ『朝日証言録』で、

「組合の書記局にはほとんどだれも寄りつかなかつた。共産党員の支持者と思われなくなつたからである。私の推薦母体である学芸部に時たま降りていっても、何か奇妙な違和感が感じられた。私のひがみかもしれないが、『厄介ごと』をみんなに代わって引き受けてくれた小英雄として私を送り出した、日ごろは『超進歩的』な文化人だったはずの同僚や先輩が、『お茶を飲もう』と誘つてさえくれなくなつていた。まるで、私が急に伝染病患者になつたかのようであつた」

と、回想している。

記録が伝聞、あるいは匿名の証言という形でしか残っていないことと自体が、逆に当時の空気を正確に伝えているといっている。それほど陰鬱で沈滞していた。仕掛けた側からみれば予想を超える狙いの中といえるかもしれない。

好ましくない従業員を狙い撃ちで排除すると同時に、その余の従業員を不安感に落とすことで分断、孤立化させ、労働組合の機能を弱めることで、会社言いなりの従業員を増殖した。結果として、新聞は政府主導のレッド・ページを推進する記事を書きため、権力批判の筆を沈黙させた。

皮肉を込めていえば、これをもつてレッド・ページの終局といつてよいのだろう。同時に決して看過してはいけない教訓となる。

解雇を容認した労働組合はもつと嫌な後味になる。法務総裁の大橋が怖れてみせた電産にしても、経営による解雇の前に、民同派の執行部が組合員の再登録運動なるものを押し通し、労働組合の手によって事実上のレッド・ページをやっていた。

そんな反共労働組合からは勝手なおせっかいと嫌われた全学連の反対闘争も、先の東農大の脱退あたりが汐で10月末にはほとんど終息している。

一連の解雇で排除された規模を、最新の論考で取りまとめた研究者・明神勲の数字でみると、

▽労働省「主要企業に於ける昭和24年1月以降の人員整理と共産党員排除状況」によると、1948年12月～1950年7月（1社は9月までを含む）の間の43社の人員整理5万7725名中、レッド・ページ数は3145名（全整理者中の5・45%）、「企業整備」

分に相当

▽法務府特審局「所謂特殊官庁グループに関する報告 昭和25年8月」によると、レッド・ページ数は中央・地方の官公庁合わせて1万930名とされている。「行政整理」分に相当

▽教員ページ「明神は、自調査を踏まえ、約1200名説をとっている。同じく明神調査で大学教員は30～40名と推定

▽労働省「民間産業赤色追放整理一覽表」によると、537社、計1万972名をレッド・ページとしている「閣議決定後の民間ページに相当

▽人事院「各省庁におけるレッド・ページ集計表」によると、14官公庁で計1177名「閣議決定に基づく官公庁分に相当

——となつている。

数字は、資料のとり方、組み合わせによって違いが生じ、集計には誤差がつきまとう。とりわけ、本件のように排除にあたっての線引きに矛盾がある件では正確の期しようもない。しかし、目途付けは不可欠ということで、研究者も苦心している。明神は約3万名（下限2万7000、上限4万名）をもつて提起している。

線引き抜きの数字では、労働省編『労働行政史』に、▽行政整理で13省庁5万2345人、都道府県職員約1万8000人ないし2万人、国鉄約9万5000人▽企業整備で8814事業所43万5466人——が解雇とある。

## ●飛んで、延長

右で、いつ始まりいつ終わったか——の提起となるが、実はもう一つとんでもない事例があると分かった。読売新聞・瀧澤正樹にかかる不当解雇が、瀧澤自身によって『梶谷編刊』の第6章に記録されている。以下は、その概略になる。

1955年9月27日朝、外報部で仕事をしていた瀧澤は、5階の会議室へ来るよう部長からの呼び出しを受けた。行ってみると、人事部長の橘英雄が同席していて、橘人事部長から

「診療所の報告で、君を正社員に登用するには健康が適していない。よって9月30日をもって会社を辞めてほしい。重役会の決定だから変更はできない」

——と、告げられた。瀧澤は、目を白黒させた。この年4月に入社し、規定によって半年間の見習いの後、健康診断を経て正社員になるはこびだった。

瀧澤「もし疑わしいなら、人事部長同道で再々診断してほしい」

橘「重役会で一度決定したことだからどうしようもない」

瀧澤「社員として適さぬ理由が別にあるのか」

橘「それはまったくくない。勤務状態もよい。ただ健康がよくな  
い」

押し問答のすえ、この日は物別れになった。

収まらない瀧澤は、その足で診療所へ行つて新たにレントゲンを撮ってもらい、また別途、結核予防協会など2つの病院でもレント

ゲン診断を受けて「異状を認めず」の診断書を得、さらに診療所から借りだしたレントゲン写真を結核予防協会医師に見せて「異状を認めず」の診断を得た。

しかし、読売新聞社（以下、会社）は言を左右にしてこれを認めない。そのまま30日に至り、瀧澤は再度呼び出され、橘人事部長から解雇予告手当の受け取りを強要された。瀧澤は拒否した。

やりとりはなおもあつたが、そのへんは割愛し、結局、争いは裁判の場に移る。申立ては瀧澤、東京地裁民事第19部（西川美数裁判長）が受理した。解雇予告の効力停止と原職復帰を求める仮処分の申請。この間、読売新聞従業員組合にも事情を話し、全面支援を約されて、裁判でも連名になっている。

レントゲン診断という動かぬ証拠がある以上、読売新聞社に勝ち目はなかった。そこで新たな解雇理由に加えたのが経歴詐称。学生時代（東京都立日比谷高校→一橋大学）の課外活動の中に明らかない共産党活動、ならびに同調者活動があり、それらを隠して入社試験に臨み、試験担当者を欺いたという趣旨になる。この詳細と真偽は双方の準備書面にあるので、割愛する。

大事なのは、会社は苦し紛れとはいえ、自ら本音を明かしたということだ。健康問題は、ことなかれの捏造で、おそらく外報部での見習中の言動から会社なりに疑惑をもち、経歴の暴きにかかり、読売新聞の社風にとって危険人物と判断したに違いない。裁判の最終準備書面では、

「会社は従業員の採用にあたって所謂読売信条に則して左右両翼の独裁思想を有する者を採用しない方針を有するのである。従つ

て共産党員は勿論のこと、共産主義の信奉者乃至は同調者及びそのような前歴を有するものをとらないものである」

——と明快に言い切っている。

これが、瀧澤不当解雇事件の本質であり、本当の争点であり、レツド・ページが1950年後も延々連なっていた証拠になる。ただ会社は、これを50年のときのように解雇理由の前面に立てることなく、穏便、陰微に図り、時に受ける方も事情を抱え、多く泣き寝入りした。一読売新聞に特有ではなく、ひろく氷山の一角と推測して捉えるのが自然と思われる。

泣き寝入りでいえば、瀧澤も、最初の27日の物別れのあと、橋から「依願退職してくれるのが一番いい。家計のことも分かっているから退職金も別に考えるし、再就職の世話をしたい気持ちもある」と囁かれている。

大事なことの、もう一つは、お家大事の土壌だ。会社を守るためなら何でも許される。一人の青年の首を切るにあたって理由を捏造することも、個人情報に立入り暴くことも、一転、利益誘導によって懐柔することも。そして、さらにもう一つ、相手が共産党ならなんでも許される。絶対差別といってもいい。それが、50年から5年を経て、占領が終わり、講和によって再起してからも深層の中に延々と培養され続けてきたレツド・ページだった。

話が少し、飛んだ。瀧澤解雇に戻って、裁判は瀧澤勝訴で終わった。1年後に近い1956年9月14日に決定が出て

主文

被申請人が昭和30年9月30日申請人に対しなした解雇の意思表示

示の効力を停止する。

ただ「理由」はあまりよくない。会社側の「共産党員だ」との主張は退けたが、「同調者であることが推認される」として痛み分けにされた。しかも、瀧澤の主張の中核であった「思想及び良心の自由」(憲法第19条)「法の下の平等」(憲法第14条)関連については全く言及がなく、会社側の「読売信条」による差別については容認ととれる言及をしている。これら斟酌して、経歴詐称の要素はあるが、入社試験における社会通念に照らせば許容できる範囲にあるとして、非の軽重は会社側に重いと判定した。

さらに、主文にも、もう1条があつて、

申請人その余申請を却下する。

——とある。

これは、原職復帰を求める申請で、認めないとの判定だ。よって会社側は解雇予告を引っ込めたが、外報部復帰は認めず、「自宅待機」を発令した。朝日の梶谷・小原裁判で、窓際座席牢に嵌めたのと同じ手口だ。

このため、瀧澤裁判では、双方が高裁に抗告し、また並行して本訴も起こしたが、本訴の裁判官から和解の仲介があり、双方が応じて、解雇撤回、依願退職、和解金100万円で決着となった。解雇通告から足かけ4年、1959年6月のことだった。ちなみに、橋人事部長は1980年の時点で、代表取締役になっている。